

地域指定年度	昭和47年度
計画策定年度	昭和49年度
計画見直し年度	昭和55年度
	昭和62年度
	平成9年度
	平成18年度
	平成26年度
	令和7年度

# 東海農業振興地域整備計画書

令和8年3月

愛知県東海市



# 目 次

	ページ
<b>第1 農用地利用計画</b> .....	1
1 土地利用区分の方向 .....	1
(1) 土地利用の方向 .....	1
ア 土地利用の構想 .....	1
イ 農用地区域の設定方針 .....	2
(2) 農用地利用計画変更の基本方針 .....	3
ア 農用地区域への編入 .....	4
イ 農用地区域からの除外 .....	4
(3) 農業上の土地利用の方向 .....	5
ア 農用地等利用の方針 .....	5
イ 用途区分の構想 .....	6
ウ 特別な用途区分の構想 .....	7
2 農用地利用計画 .....	7
<b>第2 農業生産基盤の整備開発計画</b> .....	8
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向 .....	8
2 農業生産基盤整備開発計画 .....	8
3 森林の整備その他林業の振興との関連 .....	9
4 他事業との関連 .....	9
<b>第3 農用地等の保全計画</b> .....	10
1 農用地等の保全の方向 .....	10
2 農用地等保全整備計画 .....	10
3 農用地等の保全のための活動 .....	10
4 森林の整備その他林業の振興との関連 .....	10
<b>第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の 促進計画</b> .....	11
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する 誘導方向 .....	11
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標 .....	11
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向 .....	13
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図る ための方策 .....	13
3 森林の整備その他林業の振興との関連 .....	14

<b>第5</b>	<b>農業近代化施設の整備計画</b>	15
1	農業近代化施設の整備の方向	15
2	農業近代化施設整備計画	17
3	森林の整備その他林業の振興との関連	17
<b>第6</b>	<b>農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画</b>	18
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	18
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	18
3	農業を担うべき者のための支援の活動	19
4	森林の整備その他林業の振興との関連	19
<b>第7</b>	<b>農業従事者の安定的な就業の促進計画</b>	20
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	20
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	20
3	農業従事者就業促進施設	20
4	森林の整備その他林業の振興との関連	20
<b>第8</b>	<b>生活環境施設の整備計画</b>	21
1	生活環境施設の整備の目標	21
2	生活環境施設整備計画	25
3	森林の整備その他林業の振興との関連	25
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	25
<b>第9</b>	<b>付 図</b>	別添
1	土 地 利 用 計 画 図 (付図1号)	
2	農 業 生 産 基 盤 整 備 開 発 計 画 図 (付図2号)	
3	農 用 地 等 保 全 整 備 計 画 図 (付図3号)	
4	農 業 近 代 化 施 設 整 備 計 画 図 (付図4号) 該当なし	
5	農 業 就 業 者 育 成 ・ 確 保 施 設 整 備 計 画 図 (付図5号) 該当なし	
6	生 活 環 境 施 設 整 備 計 画 図 (付図6号) 該当なし	
7	農用地区域に含めないことが相当な農用地の図面 (付図7号)	
<b>別記</b>	<b>農用地利用計画</b>	27
(1)	農用地区域	27
ア	現況農用地等に係る農用地区域	27
イ	現況森林、原野等に係る農用地区域	27
(2)	用途区分	28

## 第1 農用地利用計画

### 1 土地利用区分の方向

#### (1) 土地利用の方向

##### ア 土地利用の構想

東海市（以下『本市』という。）は、知多半島の西北端に位置し、人口113,369人（令和7年8月）、行政面積4,343haを有する。市域の西には埋め立て地の臨海工業地帯があり、内陸部中央の平坦地に農用地と市街地が広がり東部の丘陵部には樹園地や山林・原野等が展開している。

年間の平均気温は約17.7℃（平成30年～令和5年の平均）、年間の平均降水量は約1,266mm（平成30年～令和5年の平均）と比較的温暖で農業に適した自然条件である。

高度成長期以降の工業化・都市化に伴う人口の増加及び都市的な土地需要は鎮静化し安定期にあるが、（都）伊勢湾岸道路、（都）高速3号線（名古屋高速4号東海線）の開通や、（都）伊勢湾岸道路の東海JCT（ジャンクション）から中部国際空港の入り口である常滑JCT（仮称）を結ぶ計画の（都）西知多道路（西知多産業道路）により、本市の開発ポテンシャルを高め、人口の増加及び都市的な土地需要が増加すると予想される。

土地利用の方向としては、臨海部は重工業地帯、臨海部と内陸部との境には緩衝緑地帯、市内中央部は商業・住宅地域、東部の丘陵地及び南部にかけて農業地域を形成する。

農業地域は、土地改良事業を行った地区をはじめとした面的にまとまった一団の農地について、グリーンインフラとして環境対策や防災対策などの多面的な機能を持つことから、維持・保全を図る。そのほかの農地についても、無秩序な開発の抑制に努める。

商業地域においては、観光施設、宿泊施設とホールなどの複合施設等の立地誘導を図る。また、鉄道駅周辺では、公共交通の利便性を生かし、高度利用も含めた世代に応じた居住の誘導や居住と一体となった店舗を含む商業をはじめとする生活サービス施設の充実を図り、都市拠点を補完する拠点として利便性を高めていく。隣接する農業振興地域との土地利用調整は引き続き必要である。

さらに、農業振興地域内の農業集落から住宅等の都市的土地需要があった場合、農業構造の改善を進め、農業生産の将来目標を踏まえた農地を確保しつつ総合的な土地利用を第7次東海市総合計画（2024～2033）、東海市都市計画マスタープラン（2023～2033）及び都市計画法等関係法令の調整の中でこれらに対応し本計画の達

成を図る。

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (令和7年)	411	36.5	2	0.2	56	5.0	100	8.9	—	—	556	49.4	1,125	100
目標 (令和17年)	254	25.3	2	0.2	60	6.0	120	11.9	—	—	569	56.6	1,005	100
増減	△157		—		4		20		—		13		△120	

(注) 1 工場用地は、その他に含む。

2 現在の数値は、地番管理調査（登記簿地積）による。（令和7年8月現在）

3 農用地の目標の数値は、開発構想 120ha、行政案件 0.1ha、個別案件 37ha（年 3.7ha と想定）の計 157.1ha の減少とした。

4 計の減少は、開発構想に伴う市街化区域編入による。

## イ 農用地区域の設定方針

### (ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 411ha のうち、a～c に該当する農用地で、次の地域、地区及び施設の整備に係る農用地以外の農用地約 293ha について、農用地区域を設定する。

(農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地)

地域、地区及び施設等の 具体的な名称又は計画名	位置 (集落名等)	面積			備考
		農用地	森林その他	計	
該当なし		ha	ha	ha	

a 集団的に存在する農用地（10ha 以上の集団的農用地）

b 国が実施又は補助する農業生産基盤整備事業の施行に係る区域内にある土地

c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、その土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

ただし、a～c の土地であっても、次の土地については農用地区域には含まない。

(a) 集落区域内（連続集合して存在する住宅、農業用施設、商店、工場等の施設の敷地の外縁を結んだ線内の区域）に介在する農用地で、団地規模が10ha未満の農用地

該当集落数 4地区 該当農用地面積 約36.7ha

A地区一名和・荒尾・富木島西部地区(荒尾地区) 約9.8ha

B地区一富木島南部・加木屋北中部・木田高地区(加木屋地区) 約22.5ha

C地区一大田新田地区 約3.3ha

D地区一養父・高横須賀・加木屋南西部地区(養父高地区) 約1.1ha

(b) 自然的な条件等からみて、農業の近代化を図ることが相当でないと認められる農用地 約26.2ha

(c) その他の農用地（中心集落の整備に伴って拡張の対象となる集落周辺農用地） 約55.1ha

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在し、又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした農用地に介在し、又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて農用地区域を設定する。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

山林、原野等については上記(ア)(イ)(ウ)の土地の農業上の利用を確保するために必要な土地について、農用地区域を設定する。

(オ) 地域計画に関連する土地についての農用地区域の設定方針

地域計画の達成及び地域の特性に即した農業の振興に必要な土地について、農用地区域を設定する。

(2) 農用地利用計画変更の基本方針

社会情勢の変化に伴い、農業を取り巻く構造にも変化が現れ、本市においてもその影響を受けており、担い手の高齢化、農家の農業離れによる他産業への流出現象等も見受けられる。また、国において、「食料・農業・農村基本計画」及び「農用地等の確保等に関する基本指針」が令和7年に改定され、愛知県においては「愛知県農業振興地域整備基本方針」が今後変更予定であり、更に「農地中間管理事業の推進に関する法律」が令和5年に改正されたことにより、農地の確保と有効利用は重要な課題と

なってきたため、農業振興地域整備計画では、地域情勢を考慮した整備計画としての位置付けを持たせ、魅力ある農業の振興に取り組む。

今回の見直しについては、おおむね 10 年を見通して策定する計画であり、集団的な優良農地の確保を前提に考慮し、農用地区域からの安易な除外は抑制し、本市における農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想、第 7 次東海市総合計画及び東海市都市計画マスタープランと整合をとりつつ、地域の活性化を進めるとともに将来的に次世代の農業後継者の育成を行う環境を整備し、優良農地の保全に努める。

#### ア 農用地区域への編入

以下の土地については、農用地区域への編入に努める。

- (ア) おおむね 10ha 以上の規模の集団農用地で、優良農地として保全していくことが望ましい土地。
- (イ) 過去又は現在において、国が実施又は補助する農業生産基盤整備事業が実施されている土地、あるいは今後国が実施又は補助の見込みのある土地。
- (ウ) 農業の振興を図るため、農業上の利用に寄与することが見込まれる土地。

#### イ 農用地区域からの除外

集団的農用地として保全していくことが極めて困難で、以下の要件を満たす農地については、農用地区域からの除外を検討する。

ただし、地域計画の区域内は除く。

##### (ア) 近代化不可地

過去に農業生産基盤整備事業が実施されていない土地及び今後も実施する予定のない土地又は、工事完了後 30 年以上経過した土地で、条件（地形・水利・区画等）が悪いなど生産力が低く、効率的な近代的農業が営めないと認められる土地。

また、除外による関係農家の農業経営上の支障が少なく、近隣の農地等に与える影響が軽微である土地。

##### (イ) 集落介在地

住宅、店舗、地域の広場、公園等の集落施設に介在した土地で、かつ地域で実施された農業生産基盤整備事業の平均的整備規模（おおむね 30 a）以下の小規模な飛び農用地等で、周辺の農用地等と一体的、効果的な利用が困難な土地。

また、除外による関係農家の農業経営上の支障が少なく、近隣の農地等に与える影響が軽微である土地。

さらに、過去に農業生産基盤整備事業が実施されていない土地及び今後も実施する予定のない土地又は、工事完了後 20 年以上経過した土地。

※ 平均的整備規模の考え方の基準となる面積 30 a 以下について

基盤整備事業では大型機械による営農が可能な土地条件として、一ほ場の区画面積の基準を 30 a としている。このため 30 a 以下の農地は効率的な農業を営むことが困難であり、農用地区域の整理を行う必要があるという考え方に基づく。

(ウ) 個別案件の土地

農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項第 1 号から第 6 号に掲げる要件をすべて満たす土地及び法律第 10 条第 4 項に該当する土地で、除外する目的について農地法・都市計画法等、他法令による許認可の必要な場合の見込みが明らかでない計画がある場合は検討するものとする。

(3) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農用地区域は、臨海部の埋立地の東側で市域の西南部にあたる新田地区と、東部の丘陵地にある。

新田地区は、平坦な農用地であり施設園芸・露地野菜と稲作を中心とする水田・畑地として利用され、東部の丘陵部は樹園地の利用形態となっている。

平坦部の農用地は、整備率の高い優良農地であり、知多地域水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取り組みによって、フキ、トマト、ナス、洋ラン等の施設園芸、タマネギなどの露地野菜、ケイトウ・球根等の花き類を中心とする畑地としての利用を推進し、担い手への利用集積による大規模かつ効率的な土地利用による生産コストの低減及び流通の適正化を図る。

丘陵部の農用地は、整備が遅れているので農業生産基盤整備を進めると同時に緩傾斜を生かした樹園地・畑地の集団化・近代化を進め、農用地の有効利用と保全を図る。

単位：ha

地区名 \ 区分	農地	採草放牧地	混牧林地	農業用施設用地	計
A 荒尾地区	145	—	—	1	146
B 加木屋地区	78	—	—	0	78
C 大田新田地区	55	—	—	1	56
D 養父高地区	105	—	—	0	105
E 養父新田地区	22	—	—	0	22
計	405	—	—	2	407

(注) 道水路等を含む。

## イ 用途区分の構想

### (ア) A地区—名和・荒尾・富木島西部地区（荒尾地区）

a (都) 荒尾大府線以北の農用地約 64ha はほとんどが樹園地であり、その谷間に水田及び畑地が点在している。奥山川付近の約 10ha の農地は農業生産基盤整備事業が完了しているが、大部分の農用地は未整備状況にある。このため、今後は利用集積等団地化を推進し合理的な土地利用を図る。

b 渡内川と富田川に挟まれた約 11ha の水田及び知多半島道路以東にも約 3ha の農業生産基盤整備事業済の農地があるが、その他は丘陵部及び集落に介在した畑地、樹園地となっており、農用地の有効利用が図られているとはいえない。このため、今後は利用集積等団地化を推進し合理的な土地利用を図る。

なお、(都) 伊勢湾岸道路大府 I C 周辺において、(仮称) (都) 伊勢湾岸道路大府 I C 周辺地区開発事業により、広域交通体系の利便性を活かし、次世代産業などの新たな産業の立地促進に向けた土地利用の推進を図る構想があるが、事業の実施にあたっては農業的土地利用と都市的土地利用の十分な調整を行うこととする。

### (イ) B地区—富木島南部・加木屋北中部・木田高地区（加木屋地区）

a 上野新川周辺の農用地は総体的には樹園地であるが、平坦地や谷間には水田・畑地が点在している。上野新川以南には、約 26ha の農業生産基盤整備事業済の農地があり、上野新川以北の農地には、一部農業生産基盤整備事業済の水田もあるが、大半は未整備の樹園地となっているため、利用集積等団地化を推進し合理的な土地利用を図る。

b 大田川と名鉄河和線に囲まれた約 43ha の農用地は、平坦部が水田と畑地、丘陵部は樹園地として利用されており、一部の約 17ha の農地について、令和 8 年度に完了予定である農業生産基盤整備事業が進められている。(都) 名古屋半田線以西で(都) 瀬戸大府東海線及び(都) 東海知多線沿いの約 33ha の農地については、農業生産基盤整備事業が完了しており、主に畑として利用されている。今後も利用集積等団地化を推進し合理的な土地利用を図る。

### (ウ) C地区—大田新田地区

一部集落等と介在した農用地があるが、市内でも最も畑地が集団化した優良農地が展開し、露地野菜や施設園芸が盛んに行われているが約 58ha の農用地は既に農業生産基盤整備事業が完了している。今後も畑や施設園芸を中心に農地としての利用を進める。

なお、太田川駅北西部において、(仮称) 川北地区（太田川駅北西部）開発事

業により工業や物流、研究開発施設などの立地を主体とした計画的な産業系市街地の形成をする構想があるが、事業の実施にあたっては農業的土地利用と都市的土地利用の十分な調整を行うこととする。

(エ) D地区－養父・高横須賀・加木屋南西部地区（養父高地区）

既に約 135ha の農地の農業生産基盤整備事業が完了しており、水稻・露地野菜・花き等の施設園芸を中心に、利用集積等団地化を推進し合理的な土地利用を図る。

なお、（都）養父森岡線沿いの（仮称）養父高地区（高横須賀町南部）開発事業があり、民間業者による宅地造成事業の構想があるが、事業の実施にあたっては農業的土地利用と都市的土地利用の十分な調整を行うこととする。

(オ) E地区－養父新田地区

既に農業生産基盤整備事業は完了しており、露地野菜が盛んであり集団的な野菜生産地として土地の高度利用を図る。

なお、（都）大田朝倉線沿いの（仮称）養父新田地区（養父町西部）開発事業により、工業や物流、研究開発施設などの立地を主体とした計画的な産業系市街地の形成をする構想があるが、事業の実施にあたっては農業的土地利用と都市的土地利用の十分な調整を行うこととする。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

## 2 農用地利用計画

別記のとおりとする。（詳細は付図8号のとおり）

## 第2 農業生産基盤の整備開発計画

### 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本市は、南西部と東部で特徴的な地形にある。南西部は平坦な水田又は畑地であり、東部は丘陵地で樹園地として利用され谷間に水田・畑地が分布している。農用地の整備状況は、令和6年現在496.4haの農業生産基盤整備事業が完了している。一方、丘陵部の整備率は低く樹園地等集団的に利用されているものの、農道等は未整備地域が多い。したがって、これらの地区では生産・出荷等の利便性を確保するため農道整備を図る。

#### ア A地区一名和・荒尾・富木島西部地区（荒尾地区）

丘陵地は樹園地であり、谷間の農用地では露地野菜が盛んであり、一部の地区では農業生産基盤整備事業が完了している。今後は、水利の安定確保と未整備地区の農道整備を進め、樹園地と畑地の有効利用を図る。

#### イ B地区一富木島南部・加木屋北中部・木田高地区（加木屋地区）

平坦部の農業生産基盤整備事業は完了しており、現在、丘陵部で実施中の農業生産基盤整備事業がある。引き続き整備を進め、生産・出荷の効率を向上させるように努める。

#### ウ C地区一大田新田地区

当地区は、施設園芸・露地野菜が盛んであり、既に農業生産基盤整備事業は完了している。用水排水系の末端に位置していることから今後は、排水施設の改善を進める。

#### エ D地区一養父・高横須賀・加木屋南西部地区（養父高地区）

当地区は水稻・露地野菜が盛んであり、既に農業生産基盤整備事業は完了している。また、他地区の花き等の施設園芸の規模拡大を誘導すべく、作目毎での生産団地化を進める。

#### オ E地区一養父新田地区

当地区では露地野菜が盛んで、既に農業生産基盤整備事業は完了しており、集団的な野菜生産地として土地の高度利用を図る。

### 2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		地区	面積		
ほ場整備事業	区画整理	B 木田北部	16.9ha	1	平成29年度～令和8年度

3 森林の整備その他林業の振興との関連  
該当なし

4 他事業との関連  
該当なし

### 第3 農用地等の保全計画

#### 1 農用地等の保全の方向

担い手の高齢化や離農により、管理不十分な遊休農用地等が増加していることから、東海市農業委員会を核とした農用地利用調整活動を活発化させ、農地の出し手と受け手に係る情報を一元的に把握し両者を適切に結び付けて認定農業者等に農地が利用集積されるよう努め、農用地等を良好な状態で保全するよう努める。

また、ため池改修等の事業を継続して実施し、治水・災害防止も見据えながら農用地等の保全を図る。

#### 2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積 ha		
防災ダム事業 (愛敬池)	ため池工 1ヶ所	D	1.1	2	令和5年度～ 令和8年度
老朽ため池等整備 (奥山池)	ため池工 1ヶ所	A	4.0	3	令和6年度～ 令和9年度

#### 3 農用地等の保全のための活動

農家に対して遊休農地の発生防止や農用地等の管理の適正化を啓発するとともに、農地の流動化に関する情報の一元化を図り、認定農業者を始めとする担い手農業者が、経営規模の拡大と合わせて農用地等の保全と有効利用が図られるよう、利用権の設定等を推進する。

また、東海市農業委員会を核とした農用地利用調整活動を活発化し、遊休農地の利用の掘り起こし活動を強化するとともに、地域計画における目標地図を活用し、担い手である認定農業者等に農地が集積されるよう努める。

さらに、遊休農地になっている所有者に対し適切な農地利用を図るよう指導し、耕作再開ができない場合は、農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積を図るよう指導する。

貸し農園については、市民農園を4か所開設しているが、より多くの農家の方が開設できるよう推進するとともに体験型農業、イベントの開催を通じ、農業の魅力を発信する。

#### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

#### 第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

##### 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

###### (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

本市は、地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、令和14年度の農業経営の発展の目標を明らかにし、農業経営体を育成するとともに、既に水準に達している農業経営体についても更なる経営強化を推進していく。

具体的な経営の指標は、本市及び周辺市町において現に成立している優良な経営事例を踏まえつつ農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得の水準を実現できるものとして、下表のとおりとし、これらの経営が本市の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等についても、地域の他産業従事者とおおむね同等の年間労働時間の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後に農業で生計が成り立つ年間農業所得が確保できる農業経営を目指す青年等を確保・育成する。

##### 効率的かつ安定的な農業経営の年間農業所得及び年間労働時間目標

年 間 農 業 所 得	1 人 当 た り の 年 間 労 働 時 間
効率的かつ安定的な農業経営の目標 ・主たる従事者1人当たり おおむね400万円程度 ・基幹経営体当たり おおむね800万円程度 ※基幹経営体 経営規模等から、他産業と比べて遜色ない所得を確保しうる 効果的かつ安定的な農業経営体（主たる従事者2人を想定） ※目標設定の考え方 賃金構造基本統計調査及び就労条件総合調査により算出。 他産業従事者生涯所得 (約1億9千万円) ÷ 45年(20歳から64歳) ≒ 400万円	おおむね1,800時間
新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の目標 ・主たる従事者1人当たり おおむね250万円 ※目標設定の考え方 賃金構造基本統計調査及び就労条件総合調査により算出。 他産業従事者新卒(20歳から24歳)給与所得 (1,200万円余) ÷ 5年間 ≒ 250万円	おおむね2,000時間

	営農類型	目標規模	作目構成	戸数 (経営体数)	流動化 目標面積
家 族 経 営	水田作	水田 25ha	水稲	1戸	25ha
	露地野菜	畑 5ha	タマネギ レタス その他	—	—
	施設フキ	畑 0.7ha	フキ	24	16.8
	施設トマト専作	畑 0.5ha	トマト	5	2.5
	ナス専作	畑 0.5ha	ナス	9	4.5
	施設花き	畑 0.45ha	カーネーション	1	0.45
		畑 0.4ha	洋切花	5	2
		畑 0.4ha	洋ラン	16	6.4
		畑 0.4ha	観葉植物	2	0.8
	果樹ミカン専作	畑 1.2ha	ハウスミカン 露地ミカン	8	9.6
	果樹ブドウ専作	畑 1.2ha	露地 簡易被覆	8	9.6
	果樹ナシ専作	畑 1.5ha	幸水、豊水、新高、 その他	5	7.5
	果樹イチジク専作	畑 0.6ha	ハウスイチジク 露地イチジク	9	5.4
	酪農	乳牛 60頭 飼料畑 2ha		—	—
採卵鶏	採卵鶏 30,000羽		—	—	
新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営の目標	果樹イチジク 主体経営	畑 0.5ha	イチジク タマネギ	—	—

出典：農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（令和5年4月）

東海市環境経済部農務課資料

## (2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、本市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区等関係機関及び関係団体の役割分担と緊密な連携の下、今後、効率的かつ安定的な農業経営を目指す新規就農者を含めた地域の農用地の利用集積の対象者（地域計画の目標地図に位置付けられる者）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取り組みを促進する。その際、本市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取り組みが効果的かつ計画的に展開されるよう、地域計画（目標地図含む）を活用していく。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取り組みを行う際は、地域計画の目標達成に支障が生じないように、十分配慮するものとする。

## 2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

### (1) 農業生産組織の活動促進対策

農業経営の改善と規模拡大による発展を目指すため、認定農業者や意欲ある農業者に対して、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農業共済組合などが持つ情報を共有し、農地の出し手と受け手を効率よく結びつける体制を整備する。

農地の流動化においては、先進的な農用地利用改善団体の例を参考に、全市的に集団化・連担化を推進し、担い手に農用地が集積されるよう努める。特に、水田農業が主体の地域においては、経営体の育成や農用地利用集積が遅れている集落を対象に、地域の話し合いと合意形成を促進し、集落営農組織の設立を目指す。その際、地域の事情に即した経営体の育成及び農用地利用集積の方向性が具体化されていくよう推進する。

担い手不足が見込まれる地域では、農業協同組合や農業協同組合の出資法人、集落営農組織による農作業受委託組織を担い手として位置づけ、強化を図るとともに、愛知県知多農林水産事務所内の農起業支援センターを中心に、農家子弟、Uターン者、定年帰農者、新規参入者を含めた多様な担い手の就農を促進し、地域農業の維持発展を図る。

集落営農組織の設立に関しては、地域の実情に応じた農用地利用改善団体を設立し、特定農業法人制度及び特定農業団体制度を活用した法人化・組織化を目指す。

(2) 認定農業者の育成目標

	認定農業者	既に効率的・ 安定的な経営体	計
現 状 (令和7年)	27 (2)	66 (1)	93 (3)
目 標 (令和17年)	93 (3)	—	93 (3)

( ) 農業生産法人

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第5 農業近代化施設の整備計画

### 1 農業近代化施設の整備の方向

本市の農業生産は、経済社会の著しい変化の中にあって、野菜、花き、果樹の3部門を中心に発展してきたが、近年では施設園芸の比重が高まっている。

今後は、都市近郊型農業を基本として農業者の創意と努力に加え、資本整備の充実、協業による規模拡大、優良品種の育成等による生産性の向上を進めるとともに、競合産地に対抗するコストの低減、品質の向上、集出荷や流通体制の整備を図り、優良農作物の生産と市場性を高める。

#### ( 米 )

水稻については、食味や品質の優れた品種への集約や栽培技術の改善等を進める一方、労働生産性を向上させ、大規模水田経営の確立と低コスト生産を進める。主食用米の需給状況に応じて、新規需要米、特に飼料用米の取り組みを推進する必要がある。

また、経営の合理化を図るため、ICT（情報通信技術）を活用した管理システムの導入を推進する。

異常気象が頻発する現代においては、品種改良や栽培技術の向上が不可欠であり、例えば、最近開発された新品種「愛知135号」は、猛暑にも耐えうる高品質なお米であり、今後の供給安定化に大きく貢献すると考えられる。

#### (野 菜)

野菜は、近年、農業従事者の高齢化や後継者不足により、作付面積が減少傾向にあるが、消費者からは新鮮な野菜を安定的に供給することが期待されているため、計画的な生産出荷に対応できる産地の育成を推進するとともに、出荷管理に必要な情報システム及び予冷・保冷貯蔵施設等を備えた集出荷貯蔵施設の維持を図る。

野菜については、本市の基幹作物であり、既にタマネギ及びフキは産地としての地位を確立している。フキについては、優良種苗を統一的に生産供給することにより、高い生産水準の維持に努める。

また、特産物のカリフラワー、キャベツ、レタス及び施設野菜（ナス、トマト等）を中心に都市近郊の立地条件を生かし産地として維持拡大に努めるとともに、共同利用施設の導入等による省力化、合理化、栽培技術管理の改善及び担い手農家への利用集積を図り、生産性と品質の向上に努める。

さらに、農業生産基盤整備事業が実施されていない農地については、排水改良などの条件整備に努め、農用地の効率的な利用を図る。

出荷面においては、品質の統一による有利販売を図り出荷労力を軽減するため、高度な選別能力、自動化装置等を備えた選果システムを有する集出荷施設を整備するととも

に、予冷施設等を備えた施設の整備を計画的に進め、産地の集団化と出荷の計画化を推進する。

#### (果 樹)

果樹は永年性作物であるため、需給の長期見通しに基づいた適地適作を基本として、園内道の整備など園地条件の改善や低樹高栽培等による省力化及び低コスト化を進めるとともに、栽培の施設化及び優良品種の導入等により高品質果実の安定生産を推進する。このため、非破壊選別機能を備えた集出荷貯蔵施設の導入を推進するとともに、選果データを活用した生産技術の改善を進め、糖度や酸度等の内部品質を重視した生産流通体制の確立を図る。

また、生産と販売組織の一元化、担い手の育成、技術の高位平準化を図る。適正防除については、共同防除作業を推進する。

さらに、各種イベント等を通じた消費宣伝を積極的に展開し販路の拡大と産地のイメージアップ、ブランド化を推進し、既存の集出荷施設の集約化、高度化を進め、共選共販体制の確立強化を図る。

#### (花 き)

花きは、切花を始めとした輸入の増加、経済停滞の影響による業務用需要の減退等消費動向の変化に対応するため、新品種の育成やICTを活用した総合環境制御の導入によって生産コストの低減を図るとともに、効率的な輸送方法や集出荷施設の整備を推進する。

また、消費者ニーズに対応した優良品種の導入、土地、気候条件に適合した品種の育成、開発を図る。切花類は連作障害回避のため水田への利用、洋ラン等の鉢物類は、培養土の改善と生産物の品質向上、生産コストの低減、省エネ施設及び省力化機械の導入、設置により作業の合理化と省力化を図る。

なお、需要の安定的な増大を図るためにフラワーショウ等の開催により消費の拡大に努める。

さらに、消費者の環境意識の高まりに対応するため、環境への負荷を軽減する栽培技術の開発・普及や生産資材のリサイクル及びエコファーマー等の認証の取得や実践を推進し、ハウス等での使用済プラスチックの適切な処理、育苗ポット等への生分解性資材の活用、更新期間の長い資材の利用、バケットやトレイなどリサイクル可能な資材の利用を図る。

#### (畜 産)

自動給餌機のほか、搾乳ロボットや搾乳ユニット自動搬送装置、ほ乳ロボット等の新しい飼養管理技術の活用により生産コストの低減や省力化を推進する。

さらに、生産性の向上を図りながら経営の合理化や効率化を推進し、これに見合った適切な環境整備と防疫体制の整備強化を図る。

2 農業近代化施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

### 1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

本市の農家意向調査結果（令和6年度実施）において、『年齢』に関する質問では9割弱の人が「60歳以上」と回答し、『農業後継者』に関する質問では「その気がない」・「継ぐかわからない」・「継がせたくない」・「継がせたい者がいない」を合わせると、こちらも同様に8割弱の回答となり、高齢化と担い手不足が伺える。

本市の特産品であるフキ・タマネギ・花き類・果樹類などを安定的に生産し、本市農業の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応する高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。このため、認定農業者制度、認定新規就農者制度及びそれらの認定を受けた者に対する各種支援制度を活用し、農業経営・就農支援センター、知多農起業支援センター、農業協同組合等と連携して研修・指導や相談対応に取り組む。

また、本市の農業の将来を担う幅広い人材確保のため、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進し、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地取得については農地バンクの活用、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、新たに農業経営を営もうとする青年等や農業を担う多様な人材の確保に向けて、知多農起業支援センターや農業協同組合など関係機関と連携してサポートを実施し、新規就農者が地域で孤立することがないように必要な配慮を講じながら、確実な定着、経営発展ができるようにフォローアップを実施する。

また、青年等就農計画の達成が見込まれる者に対しては、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

### 2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

### 3 農業を担うべき者のための支援の活動

本市において農業を担う者の確保及び育成を図るにあたって、愛知県、農業委員会、農業協同組合等関係機関と連携しつつ、市が全体的な管理・推進を行いながら、就農後の定着に向けたサポート等を次の役割分担により実施する。

- (1) 本市は、新規就農希望者等の受入について、市の関係者が連携した体制を構築するとともに、就農地の生活・住居等に関する情報の提供、定着する上での相談対応等のサポートを行う。
- (2) 農業協同組合は、新規就農希望者等の作物ごとの営農技術等の指導を行うとともに、農業を担う者からの各種融資の相談をはじめ、経営支援や就農に関する相談に対応する。また、必要に応じて農業機械・施設の貸与等のサポートを行う。
- (3) 愛知県農業会議、愛知県農業振興基金（農地中間管理機構）、農業委員会は、農業を担う者からの農地等に関する相談対応、農地等に関する情報の提供、農地等の紹介等を行う。
- (4) 株式会社日本政策金融公庫は、規模拡大・経営発展をしようとする農業者や経営を開始する認定新規就農者等からの相談に対応し、各種融資を活用した経営面でのアドバイスを行う。
- (5) 個々の集落（地域計画の作成区域）では、農業を担う者が孤立しない地域のコミュニティづくりを実施していく。

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

### 1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市は名古屋市近郊に位置し、名古屋市の通勤圏に組み込まれている。しかも市内の臨海部には鉄鋼業の大企業が立地するとともに、その関連産業の集積も大きく、市域の内外にわたって就業機会に恵まれている。

(単位：人)

区 分		従 業 地								
I	II	市 内			市 外			合 計		
		男	女	計	男	女	計	男	女	計
恒 常 的 勤 務	—	69	44	113	72	20	92	141	64	205
自 営 兼 業	—	67	28	95	6	2	8	73	30	103
出 稼 ぎ	—	1	—	1	—	1	1	1	1	2
日 雇 ・ 臨 時 雇	—	18	46	64	12	18	30	30	64	94
総 計	—	155	118	273	90	41	131	245	159	404

(注) 令和6年度「農業振興地域整備計画に関する意向調査」及び基礎調査資料「農業従事者の就業の動向及び見通し」より推計した。

### 2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

該当なし

### 3 農業従事者就業促進施設

該当なし

### 4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

## 第8 生活環境施設の整備計画

### 1 生活環境施設の整備の目標

本市の農業集落は、大半が市街化区域に含まれているものの、都市基盤整備水準は依然として低く、併せて市民として住むことに喜びや誇りがもてるような魅力のあるまちづくりが課題となっている。そこで生活環境に密接な関わりをもつ、保健、医療、福祉、防災、安全性などに配慮したまちづくりを推進する必要がある。このため、市民生活の基礎となる公共下水道、住宅地、道路、河川、公共交通機関など都市基盤整備を図り、優れた都市景観の形成など魅力的なまちづくりを推進しなければならない。

また、都市化の進展に伴う幹線道路網の充実は、自動車から発生する大気汚染物質を増加させ、臨海工業地帯に林立する大企業の工場からの降下ばいじん、生活排水による水質汚濁、近隣騒音などの都市・生活型公害への対応も含め、環境保全林を設けるなど環境保全対策が重要な課題となっている。

本市では、南北に細長い帯状都市の立地を生かし、緑と住宅地の有機的なネットワークの形成を図り、都市活動と自然とが調和する、人にやさしいまちづくりを推進するため、身近な自然から地球環境問題まで、自然、リサイクル、環境、ごみ問題への多角的な取り組みを図って行く。

#### (1) 安全性

治水については、洪水の調整機能を持つ田畑の宅地化や、それに伴うため池の埋め立てなどにより、雨水が短時間で河川に流れ込むようになり、土地の低い地域などでは、河川に排水しきれなかった水による浸水の被害が発生している。治水計画において河川の整備が遅れているため、整備を進める必要がある。

防災・減災については、南海トラフ地震などの大規模地震をはじめ、台風や近年頻発する局地的な集中豪雨など、自然災害に対する危機感が高まっていることから、都市インフラの長寿命化・更新などのハード対策、災害情報の伝達や自主防災組織の強化などのソフト対策の両面から防災・減災力の向上に取り組むとともに、災害発生後の復旧・復興、速やかな社会経済活動の再開など、地域の強靱化を図ることが求められている。

また、道路、橋りょうなどの道路施設の老朽化対策を進める必要がある。

交通安全・道路について、都市計画道路の歩道は整備されてきているが、エコプロムナード（花・水・緑の基幹軸）などの整備や、都市基盤（道路網・駅前広場など）の整備を進める必要がある。

また、生活道路では、自動車と歩行者、自転車が同じ道路を使うため常に危険性があり、道路幅員の狭さから緊急車両が入れないなどの問題も生じていることから、狭

あいな生活道路の拡幅整備を進め、移動しやすい道路環境をつくる必要がある。

消防・救急・防犯については、体制の一層の強化や関係機関と連携した生活安全、交通安全の取り組みなど、安心して安全に日常生活を送ることができる環境づくりが求められている。

## (2) 保健性

公共下水道の汚水整備は区域を拡大し進めているが、人口普及率は 86.9%（令和4年度）となっており、全国及び愛知県平均の 81.0%（令和4年度）と比べて高いが、更なる整備を進める必要がある。

ごみについて、多くの方々の努力により、一人1日当たりのごみの排出量及び一人1日当たりの家庭系ごみの排出量は、順調に減少を続けていたが、令和2年度、国が示していた減量目標（目標：500g以下、実績：520g）を達成することができなかったことから、引き続き、更なる3きり運動（使いきり、食べきり、水きり）、資源化の促進などを啓発する必要がある。

健康・医療については、市民一人ひとりが心身の健康を維持し、豊かな人生を送ることができるよう、疾病を予防し、重症化を防ぐための予防接種や健康診断などの取り組みの強化とあわせて、住み慣れた地域で安心して医療を受けることができる環境の構築が求められている。

また、健康づくりと疾病予防を目的とした「健康増進法」の考え方を踏まえた「東海市いきいき元気で健康長寿のまちづくり条例」や、「東海市トマトで健康づくり条例」に基づき、健康づくりに対する意識の向上や環境の整備を推進することで市民が健康的な生活を送り、健康づくりが促進されることが必要である。

給水については、現在の水道事業において、給水収益が減少となる一方で、水道施設の老朽化が進行し、更新需要の高まりによって投資額は大きく増加することが見込まれており、経営環境は厳しくなることが予測されている。このことから、長期的視点を踏まえた戦略的な計画を立案し、市民に対して事業の安定性や持続性を示していく責任が求められている。

## (3) 利便性

交通量の増加により道路網の整備が望まれているが、都市計画道路などが一部未整備で道路網が完成していないため、既存の道路に合流する箇所では渋滞が発生し、円滑な移動の妨げになっている。そのため、渋滞緩和など、道路利用者の利便性の向上を図るため、将来の交通量に適した道路整備による幹線道路網の構築を推進する必要がある。

公共交通について、社会全体においては、持続可能な開発目標（SDGs）に取り

組んでおり、実現に向けた 17 の目標は交通分野にも大きく関連する。本市は、令和 4 年に令和 32 年を目途に温室効果ガス排出量を実質ゼロとするゼロカーボンシティ宣言を掲げており、ゼロカーボンシティや持続可能な開発目標の実現のためには、温室効果ガスの排出量が少ない公共交通機関の利用促進に繋がる取り組みを進めるとともに、公共交通が利用しやすい環境を整える必要がある。

都市基盤の形成については、多極ネットワーク型コンパクトシティの形成に向け、居住や経済活動の舞台として利便性が高く居心地の良い都市空間の形成や、適切な土地利用や道路・公園緑地などの都市施設の整備、地域公共交通の充実などが求められている。

また、リニア中央新幹線の開業など本市を取り巻く環境の変化に応じて、本市の魅力を高める取り組みや各種インフラ・施設などの老朽化対策・更新などが求められている。

買い物などの日常生活に不便な地区があり、公共交通の充実を図る必要がある。

鉄道は、交通結節点における安全かつ円滑な交通の確保及び交通機関相互の乗り継ぎ利便性の向上が望まれている。

路線バスは、本市と大府市の鉄道駅を結ぶ、東西の公共交通軸となっている。また、らんらんバス（循環バス）が市内を巡回し、高齢者等の日常的な移動手段や鉄道駅へのアクセス手段となっており、重要な役割を担っている。今後は鉄道や路線バス、タクシーなどと連携を図り、地域の地理的特性や利用者ニーズに合った公共交通の充実を図る必要がある。

情報通信は、スマートフォンなどのデジタル機器の普及に伴い、社会のデジタル化が急速に進展し、デジタル技術は市民生活に欠かせないものとなっている。行政においても、デジタル技術を活用してさまざまな手続のオンライン化や公共施設の使用料を含む公共料金のキャッシュレス決済の導入など、市民や事業者にとって利便性の高いサービスの提供が求められている。

また、デジタル技術の活用や近年進められているオープンデータなどの公的な領域・資源を、民間主体で利活用できるようにする公民連携など、新たな手段・手法による効率的で効果的なまちづくりの推進が必要である。

#### (4) 快適性

高齢者福祉については、核家族化、女性の社会進出、少子化などの社会環境の変化により、家族の介護が受けられない高齢者が増加する傾向にあり、加齢や障がいなどによる不自由さを抱えても、福祉行政サービスなどを享受することで、安心して暮らし続けられる環境の整備が求められている。そのため、支援が必要な高齢者に対し、

それぞれの状況やニーズに合った福祉サービスの充実を図る必要がある。

子ども・子育てについては、全国的に30年以上も少子化が続くなか、各家庭が望んでいる家族を構成でき、一人ひとりの子どもの幸せを実現できるよう、健康・福祉・教育など、さまざまな分野が連携して、切れ目のない子育て支援を継続させることが求められている。

また、乳幼児期から健全な成長を見守りながら、質の高い保育・幼児教育サービスを提供するなど、安心して子育てがしやすい環境を整備することにより、多くの子育て世代に選ばれるまちづくりを推進することが望まれる。

生涯学習については、市民一人ひとりが充実した日々を送り、生活の質を高められるよう、学びや文化芸術、スポーツなど、それぞれの趣味や志向、問題意識に応じた活動を行うことができる、多様な機会の提供や場の整備が求められている。

学校教育・学習環境については、教育現場におけるデジタル化が進むなか、さまざまな変化への対応が求められる社会において、児童生徒一人ひとりが体験を通じて生きる力を育むことができる、時代に即した質の高い教育と快適な学習環境の整備が求められる。

また、スクールカウンセラーや心の相談員、スクールソーシャルワーカーなどを通じた不登校などの課題の解決、食育を通じた健やかな体づくりによる心身の成長の促進、家庭・地域・学校が互いに連携・協働した学校運営の改善などにより、未来を担う子ども達への育ちの支援が求められている。

環境については、市民の日常的な快適性を高めるため、降下ばいじんの低減や環境美化など、環境保全の取り組みを一層推進することが求められている。

また、地球規模での環境問題に向き合い、カーボンニュートラルを目指した地球温暖化対策や循環型社会の構築などに取り組むとともに、生物多様性などの環境保全の意識向上を図る環境学習を推進するなど、持続可能な地域づくりが求められている。

市内の河川は、治水対策を重点に整備されてきたことにより、コンクリートブロックの護岸になり、川辺で遊んだり、水に親しむことが少なくなった。更に、宅地化によるため池の埋め立ては、小動物の生息地をなくし、市民が緑や自然環境に接する機会を減少させている。

また、花と緑はまちの景観に彩を与え、市民生活に憩いとやすらぎをもたらすものであり、都市の快適な景観づくりに欠かせない公園や緑地は、人と自然がふれあう場と同時に災害時の避難場所にもなる。都市化、高齢化、余暇時間の増大などにより、市民の公園や緑地に対する関心は高まっており、市民の憩いの空間となるよう、花と緑につつまれた魅力ある公園や緑地の整備を推進するとともに、だれもが安心して、

安全に公園や緑地を利用できるよう公園施設の長寿命化を進め、適切な維持管理に努める必要がある。

地域社会については、地域社会におけるつながりの希薄化などに起因する諸問題を解決するため、地域活動や市民活動に対する支援、コミュニティをまちづくりの重要なパートナーとした地域運営体制の構築などが求められている。

また、生活様式や価値観の多様化、外国籍市民の増加など、地域社会の変化や特性に応じて、だれもが互いに多様性を尊重し合い、ともに支え合う地域社会づくりが求められている。

#### (5) 文化性

文化芸術・スポーツについては、市民が文化芸術にふれ、関わっていくことができるよう、質の高い文化芸術鑑賞の機会を提供することで、心豊かな人材を育成する必要がある。

また、学校や事業者、各種団体などと連携を強化し、自ら身体を動かして行う「する」スポーツだけでなく、プロスポーツをはじめとした各種競技大会を観戦する「みる」スポーツ、監督・指導者や大会のスタッフ・ボランティア、また、ファンとして関わる「ささえる」スポーツの視点により、市民のスポーツ活動を推進する必要がある。

郷土の歴史や伝統文化については、普及のため関係団体などと協力し、市民の興味・関心を醸成することができるような機会を提供するとともに、伝統文化などの取り組みに対し、参加者が継続して活動できる環境を整備することが求められている。

さらに、文化財などは保存するだけでなく、地域などとも連携しながら普及啓発を行い、次世代に大切に継承する環境を整える必要がある。

#### 2 生活環境施設整備計画

該当なし

#### 3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

#### 4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

## 第9 付 図

### 別 添

- 1 土 地 利 用 計 画 図 (付図1号)
- 2 農 業 生 産 基 盤 整 備 開 発 計 画 図 (付図2号)
- 3 農 用 地 等 保 全 整 備 計 画 図 (付図3号)
- 4 農 業 近 代 化 施 設 整 備 計 画 図 (付図4号) 該 当 な し
- 5 農 業 就 業 者 育 成 ・ 確 保 施 設 整 備 計 画 図 (付図5号) 該 当 な し
- 6 生 活 環 境 施 設 整 備 計 画 図 (付図6号) 該 当 な し
- 7 農 用 地 区 域 に 含 め ない こと が 相 当 な 農 用 地 の 図 面 (付図7号)

## 別記 農用地利用計画

### (1) 農用地区域

#### ア 現況農用地等に係る農用地区域

下表の〔区域の範囲〕欄に掲げる区域内に含まれる土地のうち〔除外する土地〕欄に掲げる土地及びこれらの土地以外の土地であつて、墓地、鉄塔敷地、池沼、河川敷、鉄道敷、公有行政財産等を除いた土地を農用地区域とする。

(ただし、詳細は表示の手段としての平面図〔付図8号〕による。)

地区・ 区域番号	区域の範囲	除外する土地	備考
A 荒尾地区	名和町、荒尾町、富木島町の市街化区域境と大府市との境界線を結んで囲まれた区域	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地	
B 加木屋地区	富木島町、中央町、大田町、高横須賀町、加木屋町の市街化区域境と大府市との境界線を結んで囲まれた区域	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地	
C 大田新田地区	北は都市計画道路大池北線、西は西知多産業道路、南は国道155号線と中央町、大田町、高横須賀町、横須賀町の市街化区域境を結んで囲まれた区域	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地	
D 養父高地区	高横須賀町、養父町、加木屋町の市街化区域境と知多市との境界線を結んで囲まれた区域	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地	
E 養父新田地区	養父町の新田で市街化区域に囲まれた区域	左記の土地のうち、付図8号に示す黄色、橙色以外の土地	

#### イ 現況森林、原野等に係る農用地区域

アに掲げる土地の農業上の利用を確保するために必要な土地は、農用地区域とする。

## (2) 用途区分

下表の「地区・区域番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は、「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

(ただし、詳細は表示の手段としての平面図〔付図8号〕による。)

地区・ 区域番号	用途区分
A 荒尾地区	農地：付図8号に示す黄色の土地
	農業用施設用地：付図8号に示す橙色の土地
B 加木屋地区	農地：付図8号に示す黄色の土地
	農業用施設用地：付図8号に示す橙色の土地
C 大田新田地区	農地：付図8号に示す黄色の土地
	農業用施設用地：付図8号に示す橙色の土地
D 養父高地区	農地：付図8号に示す黄色の土地
	農業用施設用地：付図8号に示す橙色の土地
E 養父新田地区	農地：付図8号に示す黄色の土地
	農業用施設用地：付図8号に示す橙色の土地



